

実践・税務調査

- 平成 25 年 1 月 1 日より新国税通則法に基づく税務調査が実施されています。そこで国税通則法改正後の調査の状況や最近の調査事例を説明し、問題点等の解説を行っていきます。
- 従来の調査では、証拠の収集・保全是できる限り行っていましたが、完全なものが捕捉できなくても推認されるものについては、納税者の合意のもとに修正申告が提出されていました。通則法の改正により納税者の合意があっても、証拠の収集・保全ができなければ事実上なかなか修正申告まで行くことが難しくなっています。このため反面調査の必要性が従来より増して重要視されるでしょう。今回は調査官がどのような着眼点により反面調査を展開しているのか、事例を通して検討していきます。

- | | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1. 国税通則法改正後の調査の状況 | ・ 関連法人を利用した不動産取引にメス |
| 2. 平成 24 事務年度の申告と調査の状況 | ・ 同一取引先の領収書が連番？ |
| 3. 国税通則法関係 | ・ 特定資産の買換えの適用のため、意図的に事業用資産の引渡時期を改ざん |
| 4. 現況調査 | ・ 架空の有価証券売却損を計上し利益調整 |
| 5. 最近の国税局調査部の調査事例 | ・ 1 枚の資料せんの不突合から不正の端緒を把握 |
| 6. 僧侶派遣会社及び葬儀会社を一齐調査 | ・ ラブホテルの調査 |
| 7. 稟議書の書き方に注意 | ・ 直接移転売買（同一日売買）により利益を隠ぺい |
| 8. 風俗店（多店舗）を経営する法人の調査 | ・ 外観調査 |
| 9. サンプル提供と寄附金の関係 | ・ 貸倒損失 |
| 10. 棚卸資産の調査 | ・ 診療所の現物確認調査 |
| 11. 土地の取得価額 | ・ 概況調査から架空人件費を把握 |
| 12. 反面調査 | ・ 素朴な疑問から不正の端緒を把握 |
| 13. 反面調査の着眼点 | 14. 非居住者に対する源泉徴収 |
| ・ 不動産賃貸業の場合 | 15. 消費税関係 |
| ・ 板金加工業の場合 | |
| ・ 消費税の調査事案 | |

まきの よしひろ
税理士 牧野 義博 氏

平成 07 年 北沢税務署副署長（法人税担当）
 平成 09 年 国税庁長官官房企画課システム開発室課長補佐
 平成 11 年 東京国税局調査第一部特別国税調査官
 平成 13 年 東京国税局調査第四部統括国税調査官
 平成 14 年 広島局児島税務署長
 平成 15 年 税務大学校教育二部主任教授（法人税担当）
 平成 16 年 東京国税局調査第一部調査開発課長

平成 17 年 東京国税局税務相談室長
 平成 18 年 八王子税務署長
 平成 19 年 退官
 平成 20 年 新宿にて税理士を開業

現役時代はいわゆる「特命」案件を長期に渡り担当。

【著書】

ザ・税務調査 Part 1 ～ Part 3
 税理 2012.1 契約書等と取引実態をめぐる税務トラブルと留意点
 全法連 旬刊紙「法人」に「実践・税務調査」を連載中

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成 26 年 5 月 21 日（水）10 時 00 分～16 時 00 分（受付開始 9 時 30 分）
2. 会 場 税理士会館 8 階 会議室
3. 定 員・受講料 150 名（先着順）・1 名 10,000 円（昼食付き）
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日 1 週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。
 ※研修日 1 週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
 ※キャンセルにつきましては研修日 2 週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）
 ※研修受講管理システム導入のため、電子証明書（原寸大コピー可）をご持参ください。

3 月中旬に振込用紙付きパンフレット送付しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合には受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。